

障害者福祉

問 福祉課【市役所 1 階】 ☎46-1111 内線259
 新里支所市民生活課☎74-2904／黒保根支所市民生活課☎96-2112

身体障害のある人や知的障害のある人、難病の人に様々な支援をしています。

◆ 各種手帳の交付

担当課 福祉課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容
身体障害者手帳	身体に障害のある人に交付され、障害の程度により 1 級から 6 級までの区分があります 手帳は申請により交付します
療育手帳	知的障害と判定された人に交付され、障害の程度により A と B の区分があります 手帳は申請により交付します
精神障害者保健福祉手帳	精神に障害のある人に交付され、障害の程度により 1 級から 3 級までの区分があります 手帳は申請により交付します

◆ 主な在宅福祉サービス

担当課 福祉課、新里・黒保根支所市民生活課

事業名	内容	対象者
身体障害者用 住宅改造費の助成	障害者が在宅生活を継続するために必要な浴室、トイレ、スロープなどの住宅改造費の一部を助成します (新築および老朽化による改築は対象外、着工前の申請が必要になります)	在宅の下肢・体幹の 1・2 級、視覚の 1 級、 上肢の 1・2 級 (両上肢ともに 4 級以上) の 身体障害者手帳の交付を受けている人の 世帯で、市民税所得割額 16 万円未満の世帯
難聴児 補聴器購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象にならない軽・中度の難聴児の保護者に補聴器購入費用の一部を助成します	詳しいことは、お問い合わせください

〈 広告 〉

群馬県桐生市のデイサービス「よつ葉」
「折り紙」と「車イス」の生活は
よつ葉にはありません

よつ葉が選ばれる 3 つの理由

お出かけが充実
お天気の良い時には四季折々の花を求めて外出しましょう。

利用者さんの肌が綺麗
お風呂はヒノキ風呂です。
お好みに合わせて温度設定します。

リハビリが充実
自転車運動、足首の運動や音楽療法、個々に合わせた機能訓練。

株式会社 マツシマキヨシ 桐生市本町3-2-32 TEL 0277-46-7888 デイサービスよつ葉 [検索](#)



あなたの笑顔と私の笑顔で心に虹をかけましょう

生活介護

児童発達支援
放課後等デイサービス

一人ひとりの個性に合わせた個別支援計画を作成し、自立した生活または社会生活を営むことができるよう支援を行います。

主に医療的ケアを必要とする重症心身障害児のお子様の、集団生活への第一歩を支援します。放課後も楽しい時間を過ごせるような支援を行っています。

特定非営利活動法人
障害者支援グループ **マーズ**

児童発達支援 放課後等デイサービス 生活介護

お問い合わせ お問い合わせ・お申込みはこちらまでお気軽にご連絡ください
Tel.0277-47-6993 /Fax.0277-47-6992
〒376-0006 桐生市新堀2丁目2番8号 特定非営利活動法人障害者支援グループ 馬
<http://marzu.jp>

事業名	内容	対象者
福祉タクシー券の交付	在宅の障害のある人が、社会生活上外出するためにタクシーを利用する場合、初乗り料金分のタクシー券を発行しています ※軽自動車または自動車税の減免を受けている人を除きます	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
手当・見舞金支給	特別障害者手当、障害児福祉手当、特定疾患患者見舞金、人工肛門および人工膀胱受術者見舞金、じん臓機能障害者など通院交通費助成金、身体障害者等奨学助成金	詳しいことは、お問い合わせください

◆ 主な障害福祉サービス・地域生活支援

担当課 福祉課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	事業名
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、療養介護、就労移行支援、就労継続支援、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助
居住サービス	施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）
地域生活支援事業	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具の給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業（生活サポート事業を含む）、成年後見制度利用支援、自動車改造助成、職親委託
障害児通所サービス	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
その他のサービス	補装具の支給、地域移行支援、地域定着支援

◆ 自立支援医療制度

担当課 福祉課、新里・黒保根支所市民生活課

事業名	内容	対象者
更生医療	生活上の便宜を図るために、障害を軽くしたり、機能を回復したりすることができると医療が受けられます	身体障害者手帳の交付を受けている人
育成医療	身体に障害のある児童に対して、その障害を除去・軽減するために手術などの医療により、確実に効果が期待できる医療が受けられます	身体に障害のある 18 歳未満の人
精神通院医療	自立した日常生活または社会生活が送れるように、精神障害のある人が継続的な医療を受けられます	精神疾患があり通院が必要な人

生活困窮者自立支援

問 福祉課【市役所 1 階】 ☎46-1111 内線271・285

仕事や借金、家族関係など様々な理由で経済的に困りの人の相談に応じ、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

◆ 支援の内容

対象は、市内に居住している生活保護に至っていない生活困窮者です。

※生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

- ・自立相談支援事業：生活困窮者が早期に自立できるよう、各種関係機関と連携を図りながら支援を行います。
- ・住居確保給付金の支給：就職活動を支えるために家賃相当額を有期で給付します。

高齢者福祉

問 健康長寿課【市役所 1 階】 ☎46-1111 内線556
新里支所市民生活課☎74-2904／黒保根支所市民生活課☎96-2112

◆ 主な在宅生活支援サービス

担当課 健康長寿課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容	対象	備考
「食」の自立支援事業	自宅に栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を定期的に配達し、安否確認も行います	65歳以上の人だけで暮らす世帯の人や、身体障害者などで調理が困難な人	1食あたり400円
在宅高齢者日常生活用具給付事業	自立した在宅生活を支援するために、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します	防火に配慮が必要な一人暮らし高齢者など	生計を支えている人の前年所得税課税年額により、利用者の負担額が異なります(非課税世帯は無料)
緊急通報装置貸与事業	体調急変時などにボタンを一つ押すだけで、消防本部への緊急通報を行うことができる装置を無償で貸与します	65歳以上の要支援・要介護認定者などだけで暮らす世帯 ※上記以外の人(65歳以上)も、設置費用の一部または全部を負担することにより、利用可	利用者負担なし※固定電話の設置が必要です(NTTアナログ回線)
在宅高齢者紙おむつ等支給事業	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤と交換可能な助成券を交付します	要介護4または5の在宅高齢者などを介護している同居の人	3,000円相当の助成券を年間12枚(月1枚)、年4回(4月・7月・10月・1月)に分けて交付します
ひとり暮らし高齢者無料入浴サービス券	市内4つの長寿センター、広沢老人憩の家、ふれあいホーム、2つの銭湯および水沼駅温泉センターで利用できる無料入浴券を交付します	65歳以上の一人暮らし高齢者	無料入浴券年間36枚(月3枚)を年2回(4月・10月)に分けて交付します
鍼灸・マッサージ施術料助成事業	市内のはり・きゅう・マッサージ施術所で利用できる割引券を交付します(医療保険などの適用になる受療の場合は利用できません)	70歳以上の人	1枚800円の助成券を年間5枚交付します
在宅ねたきり高齢者調髪サービス事業	自宅出張理美容サービスを無料で受けられる利用券を交付します	65歳以上の在宅ねたきり高齢者	年間3枚交付します

一〈廣告〉





有限会社ココロ

Coco-Lo

訪問看護 通所介護 居宅介護支援



心と心をつなぐ介護

＼ お気軽にご相談ください ／

 **0277-55-5422**

桐生 ココロ 検索

本社：桐生市相生町2丁目261-3



The map shows the location of Kanon Daijisi (カノン) in relation to surrounding roads and public transport. Key features include:

- Roads:** National Route 69 (国道69号) and National Route 50 (国道50号) are shown. Local roads include 至足尾・日光 (To Ashinohira/Nikko), 大間々七丁目 (Oomomaki 7-chome), 至前橋 (To Maebashi), 至尾鷲 (To Oshiro), 至前橋 (To Maebashi), and 至尾生 (To Oshiro).
- Public Transport:** The Kanon Daijisi station (カノン駅) is highlighted. Nearby stations include 赤城駅 (Akagi Station), 野間スミミツ (Noma Sumimitsu), 岩塚駅 (Iwatsuka Station), and カインズホーム (Cain's Home).
- Landmarks:** 憩愛堂病院 (Keiai-do Hospital) is located near the station. Other points of interest include 中牟料理 恵華 (Nakamuro Ryouri Eika), デニーズ (Denny's), サンキ (Sanki), and カインズホーム (Cain's Home).
- Other Labels:** 吉野家 (Yoshioka), 桜生 (Sakuraiki), 徳用金庫 (Tokuyou Kinko), and 岩塚 (Iwatsuka) are also labeled.

家庭的な
畳で過ごせる
デイサービス



デイサービスセンター
ひよこ

桐生市本町3-1-4
☎ 0277-22-8121

種類	内容	対象	備考
住宅改造費補助事業	住宅のバリアフリー改修工事費の一部を補助します。補助対象となる工事は、トイレの洋式化、床の段差解消、手すりの取り付けなど(新築および老朽化による改築は対象外、着工前の申請が必要です)	60歳以上の人だけで暮らす非課税の世帯(1世帯、1家屋に対して1回限り)	対象となる改造経費(上限240,000円)に6分の5を乗じた額
はいかい 徘徊高齢者探索システム助成事業	高齢者が認知症によりはいかいした場合に、携帯電話やパソコンなどで現在位置を確認できるサービスです。端末機器借用にかかる初期費用を市が負担します	市内に住所があり、はいかいのえられる認知症高齢者を介護している人※探索した場所まで家族を迎えに行けることが条件です	利用者負担 1か月550円～
ひとり暮らし高齢者連絡メモ	緊急連絡先やかかりつけ医など、自分自身に関する情報をあらかじめ記入し、自宅の冷蔵庫などに張り付けておくことで、緊急時にかけつけた救急隊員などに、有用な情報を伝達できるメモの用紙を配布します	一人暮らし高齢者など	

※年齢が記載されていない場合の高齢者とは、65歳以上の人をいいます。



〈 広告 〉

＼ いくつになっても自分でできる事を続けたい！ その思いを応援します!! 〳

**トレーニング
ハウス R**
ならではの
4つの特徴

① 運動が苦手な方でも室内で座りながらペダル運動ができる

② 遠赤外線で足を温め血行促進！

③ 認知機能向上効果！

④ 認知症ケア専門士が2名います。

認知症介護実践者研修
認知症介護実践リーダー研修
認知症キャラバンメイト養成研修
認知症ケア専門士など有資格者在中。
認知症と診断されている方も安心してご利用ください。

運動特化型デイサービス
トレーニングハウスR
介護相談 問い合わせ **0277-74-8000**
営業時間／午前9:00～12:15 午後13:15～16:30
休日／毎週土曜・日曜・年末年始(祝日は営業)

株式会社チームアール
桐生市新里町新川1167-1

感染症予防対策徹底してます!!

介護保険

問 健康長寿課【市役所1階】 ☎46-1111

内線390 ▶ 介護サービスに関すること / 内線394 ▶ 介護認定に関すること
新里支所市民生活課 ☎74-2904 / 黒保根支所市民生活課 ☎96-2112

40歳以上の人全員で保険料を負担することで、介護が必要な人やその家族を社会全体で支えます。

◆ 介護保険の被保険者

担当課 健康長寿課、新里・黒保根支所市民生活課

項目	第1号被保険者	第2号被保険者
年齢区分	65歳以上の人	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している人
介護保険のサービスを利用できる人	日常生活に介護や支援が必要な状態(要介護・要支援状態)と認定された人	老化が原因とされる特定疾病(16種類の疾病)により介護や支援が必要な状態(要介護・要支援状態)と認定された人
保険証の交付	65歳の誕生日の前日の属する月の翌月中旬に郵送します	要介護認定を受けた人および保険証の交付を申請した人に交付します
保険料	所得段階ごとに分かれていて、基準日(4月1日または資格取得日)現在の世帯と市民税課税の有無などをもとに、その人の段階が決まります 納付は、年金から天引きする「特別徴収」か、市が送付した納付書で金融機関などに納める「普通徴収」になります	各医療保険者が個別に定めます 納付は、介護保険料を含んだ医療保険の保険料(税)を、医療保険者に納めます 詳しいことは各医療保険者にお問い合わせください

〈 広告 〉

「住み慣れたご自宅を中心に、安心して過ごしたい」を叶える

ケミー在宅支援事業所



在宅介護推進事業所

グランドケミー



機能回復特化型デイサービス

ケミーグループの主な事業

訪問介護事業 通所介護事業 福祉用具レンタル・販売
住宅改修事業 介護タクシー など

KEMY
SINCE1994

〒376-0034 桐生市東7丁目5番15号
TEL.0277-43-7180(大代表) FAX.0277-43-7170

◆ 要介護認定

担当課 健康長寿課、新里・黒保根支所市民生活課

介護保険のサービスを利用しようとするときは、要介護認定申請が必要です。

要介護認定の事務処理

①申請	必要なもの：要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、主治医意見書、健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）、認印（代行で申請する場合は、その方の身分証と認印） 申請者：本人、家族のほか居宅介護支援事業者や地域包括支援センターなどに代行を依頼することもできます
②認定調査	市の担当職員などが自宅を訪問し、心身の状態などについて、利用者本人と家族などから聞き取り調査をします（全国共通の調査票が使われます）
③一次判定	認定調査の結果などからコンピュータ判定が行われます
④介護認定審査会が審査・判定（二次判定）	一次判定や主治医意見書などをもとに、医療・保健・福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます

◆ 利用できる介護サービス

担当課 健康長寿課、新里・黒保根支所市民生活課

種類	内容
居宅サービス	・訪問介護 ・（介護予防）訪問入浴介護 ・通所介護 ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）短期入所サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具購入費の支給 ・（介護予防）住宅改修費の支給
施設サービス	・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設（療養病床など） ・介護医療院
地域密着型サービス	・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●介護予防サービスは要支援1または2に認定された人が利用できます。

●施設サービスおよび地域密着型サービスの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを利用する場合は、要介護1以上の認定が必要です。

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は平成27年4月から、新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。ただし、要介護1・2でも特例的に入所が認められる場合もあります。

●（介護予防）認知症対応型共同生活介護を利用する場合は、要支援2、要介護1以上の認定が必要です。

〈 広告 〉

皆様の「生きる力と笑顔の源」になれるよう、親切で丁寧な安心できる生活づくりを大切にしています。



特別養護老人ホーム梅の郷 デイサービスセンター梅の郷
見学・相談 無料体験 受付中

〒376-0601
桐生市梅田町4丁目1774-4

☎ 0277-20-5055
<https://umedafukushikai.com>



- 特別養護老人ホーム梅の郷
- ショートステイ梅の郷
- デイサービスセンター梅の郷
- ホームヘルプステーション梅の郷
- 居宅介護支援センター梅の郷
- ケアハウスふるさと



地域に開かれた施設として 地域交流や地域貢献活動を積極的に行っています。



お客様一人一人に合ったサービスの充実さをもっとに

つ ど い

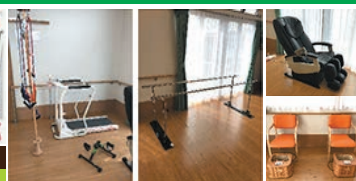
住宅型有料老人ホーム 通所介護デイサービスセンター



生活ケア、お部屋のお掃除やシニツは定期的に行い

介護と看護スタッフが24時間対応
医療重度者受入体制一覧

医療依存度			
胃ろう	● バルーン	● MRSA	● 人工肛門
ターミナルケア	● 吸引	● 在宅酸素	● 人工透析
パーキンソン	● HIV	● 認知症	● 気管切開
ペースメーカー	● HCV	● 鼻腔栄養	● IVH



株式会社 L.Gcompany

桐生市相生町5丁目540-4

TEL0277-47-7135

福祉用具・介護用品
見て、触れて、選んで！

福祉用具プラザ ライフネット

〒376-0027

桐生市元宿町10-16

TEL : 0277-22-7731

URL : <http://www.lifenet.biz>



リハビリ型デイサービス

整骨院の先生や看護師が個別に
マッサージやストレッチをします

また、脳トレや筋トレをして
100歳まで頑張る身体づくり
のサポートをいたします。



リハビリ特化短時間型デイ

リハビリはうす

〒376-0046 桐生市宮前町1-2-33

TEL : 0277-47-7313

FAX : 0277-47-4117



株式会社 みらい



居宅介護支援 サービス付高齢者向け住宅

デイサービスみらい 訪問看護ステーション

デイサービスアヴェニール 住宅型有料老人ホーム

桐生市相生町2丁目617-4

TEL 0277-32-6310

認知症専門スタッフによる毎日が
ゆったりとした生活を提供します。

全室が畳敷きの古民家で、我が家のように過ごせる
グループホームです。施設にありがちな日課はありません。
個々の生活リズムに合わせた、ゆったりとした
生活が送れます。重度の認知症から看取り介護まで、
受け入れ可能です。認知症にとって大切な栄養補給
であり、楽しみでもある三度の食事は全て「手作り」
にこだわっています。

ケアホーム いまじん

まずは気軽にご相談を、随時受付中です。

桐生市境野町2-1459

TEL 0277-43-3399



60歳以上の皆さんへ 生きがいと地域のニーズを結びます

一緒に働く仲間を募集します

シルバー人材センター 会員大募集!!



お仕事いろいろ

植木、除草
草刈り

介護施設の
お仕事
(清掃・厨房など)

女性の
お仕事も
増えています

----- 会員になるには -----

- 桐生市内に在住で原則60歳以上の健康で働く意欲のある人
- 入会説明会を受け、センターの趣旨に賛同した人
- 年会費(会費3,000円・互助会費600円)の納入が必要です

公益社団法人桐生市シルバー人材センター

本部 / 桐生市美原町5-3 ☎43-9161

新里支所 ☎74-6776
黒保根支所 ☎96-2201

消防団員募集

問 消防本部総務課 ☎47-1701

桐生市消防団では、地域の暮らしを支える消防団員を募集しています。

●募集内容

基本消防団員：災害や訓練などの消防団活動に従事する消防団員

機能別消防団員：特定の消防団活動や特定の役割のみに従事する消防団員

●活動・役割

基本消防団員

平常時：訓練、火災予防広報、防火訪問、会議など

災害時：消火活動、水害活動など

機能別消防団員

災害時の支援活動（ホース延長、資機材搬送、機関員補助、支援活動に関する訓練）

火災予防広報活動（春・秋火災予防運動の広報、団行事の運営補助）

●報酬

基本消防団員 報酬年額 49,500円（昇任により増額）

機能別消防団員 報酬年額 25,000円

（出勤や行事への参加による報酬加算があります。）

●処遇

表彰、公務災害補償、入院見舞金等、自動車運転免許取得補助金、退職報償金（勤続5年以上）

◆ 学生消防団活動認証制度

消防団への入団促進および就職活動支援を目的として、大学などに在学しながら消防団活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生などについて、桐生市がその功績を認証し、認証状・証明書を交付します。

AED設置箇所

問 医療保険課【市役所1階】 ☎46-1111
内線305

名称の横に●がついている施設のAEDは、24時間どなたでも利用することができます。

市有施設におけるAED設置状況（令和2年6月現在）

No	施設名称	設置場所	住所	電話番号
1	市役所本庁舎	● 本館1階 コピー機横	織姫町1-1	46-1111
2	新里支所	1階事務室	新里町武井693-1	74-2211
3	黒保根支所	1階ロビー	黒保根町水沼182-3	96-2111
4	保健福祉会館	● 玄関前	末広町13-4	47-1152
5	黒保根町保健センター	事務室	黒保根町水沼562-3	96-2266
6	総合福祉センター	1階玄関風除室	新宿三丁目3-19	43-0183
7	市民文化会館	1階事務室	織姫町2-5	40-1500
8	新里温水プール	1階事務室	新里町野461	70-2121
9	陸上競技場	1階正面通路	元宿町17-33	44-7436
10	市民体育館（常設用）	1階事務室	相生町三丁目300	52-2362
11	アースケア 桐生が岡遊園地	管理事務所	宮本町四丁目1-1	22-7580
12	未来へはばたけ 山田製作所 桐生が岡動物園	管理事務所	宮本町三丁目8-13	22-4442
13	自然観察の森	管理事務所	川内町二丁目902-1	65-6901
14	南公園	管理事務所	広沢町五丁目4716-11	52-3456
15	桐生スケートセンター	1階救護室	東七丁目3-50	44-9317
16	青年の家	1階事務室	仲町一丁目8-37	47-2186
17	青少年野外活動センター	1階事務室	梅田町五丁目7423	32-2644
18	花見ヶ原森林公園	管理事務所	黒保根町下田沢赤面国有林内	96-3131
19	利平茶屋森林公園	管理事務所	黒保根町下田沢1900-1	96-2588
20	中央公民館	● 玄関脇	稻荷町1-4	47-4343
21	東公民館	● 玄関脇	東五丁目6-8	43-3088
22	西公民館	● 玄関脇	永楽町2-16	22-6637
23	南公民館	● 玄関脇	新宿三丁目9-52	44-4485
24	北公民館	● 玄関脇	東久方町三丁目3-26	44-7907
25	昭和公民館	● 玄関脇	美原町3-6	43-6056
26	境野公民館	● 玄関脇	境野町二丁目612-4	43-9493
27	広沢公民館	● 玄関脇	広沢町四丁目1970-172	52-7143
28	菱公民館	● 玄関脇	菱町二丁目1349-1	46-3610
29	梅田公民館	● 玄関脇	梅田町二丁目11-1	32-1483
30	相生公民館	● 玄関脇	相生町二丁目620-14	53-9494
31	川内公民館	● 玄関脇	川内町五丁目17	65-8868
32	桜木公民館	● 玄関脇	広沢町二丁目3334-1	52-2369
33	桜木西公民館	● 玄関脇	相生町一丁目451-1	53-4511
34	美原長寿センター	2階事務室	美原町5-47	43-4002
35	川内長寿センター	1階事務室	川内町五丁目398-1	65-5801

No	施設名称	設置場所	住所	電話番号
36	境野デイサービスセンター	1 階事務室	境野町三丁目1295-1	46-5577
37	東デイサービスセンター	1 階事務室	東一丁目8-41	47-5711
38	広沢老人憩の家	1 階事務室	広沢町六丁目1103-1	54-0881
39	ふれあいホーム	1 階事務室	天神町三丁目14-16	44-9145
40	新里福祉センター	1 階事務室	新里町野397	74-0090
41	新里郷土文化保存伝習館	1 階事務室	新里町山上297-1	74-5101
42	有鄰館	事務所	本町二丁目6-32	46-4144
43	桐生明治館	1 階事務室	相生町二丁目414-6	52-3445
44	近代化遺産絹織記念館	1 階事務室	巴町二丁目1832-13	44-2399
45	新一・三吉集会所	玄関ホール	三吉町二丁目1-10	—
46	新二・小梅集会所	洋室 3 号室	新宿二丁目4-30	—
47	新三・琴平集会所	集会室	新宿三丁目10-41	—
48	商業高校	2階保健室前廊下	清瀬町6-1	44-2477
49	商業高校	● 1 階体育館 南入口(外側)	清瀬町6-1	44-2477
50	中央中学校	● 2階玄関前の外	美原町2-15	44-2472
51	清流中学校	● 2階職員玄関	東三丁目7-1	45-2974
52	境野中学校	● 体育館玄関	境野町六丁目1673	44-4249
53	広沢中学校	● 体育館玄関前	広沢町四丁目1864-2	52-7050
54	梅田中学校	● 体育館玄関の外	梅田町二丁目347-1	32-1018
55	相生中学校	● 体育館玄関	相生町五丁目247	53-6121
56	川内中学校	● 2階職員玄関入口	川内町五丁目358	65-9322
57	桜木中学校	● A棟 1 階中央玄関	広沢町一丁目2874	52-7200
58	新里中学校	● 2階正面玄関	新里町山上827	74-8549
59	黒保根中学校	● 1 階職員玄関前	黒保根町水沼342-7	96-2005
60	梅田南小学校	● 職員玄関前の外	梅田町二丁目179	32-1400
61	桜木小学校	● 昼間: 2 階職員室 夜間・休日: 体育館玄関	相生町一丁目383	53-1400
62	東小学校	● 職員玄関前の外	仲町二丁目4-21	45-2432
63	西小学校	● 体育館玄関前の外	小曾根町1-9	22-3171
64	南小学校	● 2 階職員室玄関前 壁面	新宿二丁目7-1	44-2435
65	北小学校	● 体育館通路脇	西久方町二丁目1-5	22-3173
66	境野小学校	● 南校舎 1 階出入口外	境野町六丁目1616-1	45-2648
67	広沢小学校	● 1 階ピロティ	広沢町四丁目2044-2	52-2028
68	相生小学校	● 職員玄関下外壁面	相生町二丁目420	54-4785
69	川内小学校	● 2 舎 1 階 児童玄関の外	川内町三丁目572	65-9021
70	菱小学校	● 1 階南側昇降口 付近外の柱 (5・6 年玄関の外)	菱町二丁目1919-1	44-4342
71	天沼小学校	● 職員玄関外側	相生町五丁目713-1	52-5600
72	神明小学校	● 児童玄関脇(室外)	広沢町二丁目3242-1	53-1101
73	新里中央小学校	● 職員玄関外	新里町小林甲60	74-8449
74	新里東小学校	● 1 階職員玄関外	新里町新川2072	74-3115
75	新里北小学校	● 正面玄関	新里町大久保302	74-3452
76	黒保根小学校	● 玄関	黒保根町水沼400	96-2508
77	教育研究所	● 玄関	堤町一丁目23-16	43-2602
78	学校給食中央共同調理場	1 階事務室	美原町5-19 (令和 3 年 8 月 から相生町四丁目 333-1へ移転予定)	45-0003
79	四ツ葉クラブ	放課後児童クラブ室内	境野町六丁目1616-1	44-0607

No	施設名称	設置場所	住所	電話番号
80	若葉クラブ	放課後児童クラブ室内	仲町二丁目4-21	47-2663
81	あおぞらクラブ	放課後児童クラブ室内	相生町二丁目420	53-8953
82	あまめクラブ	放課後児童クラブ室内	相生町五丁目695 (旧天沼幼稚園)	54-6133
83	ニューたんぽぽクラブ	放課後児童クラブ室内	川内町三丁目572	65-5252
84	のびのびクラブ	放課後児童クラブ室内	広沢町二丁目3242-1	53-4116
85	広沢なかよしクラブ	放課後児童クラブ室内	広沢町四丁目2044-2	55-1236
86	菱の実クラブ	放課後児童クラブ室内	菱町二丁目1919-1	47-1003
87	南小放課後児童クラブ	放課後児童クラブ室内	新宿二丁目7-1	22-7415
88	かがやき放課後クラブ	放課後児童クラブ室内	小曾根町1-9	47-6654
89	さくらクラブ	放課後児童クラブ室内	相生町一丁目383	55-0105
90	北小っ子クラブ	放課後児童クラブ室内	西久方町二丁目1-5	46-2020
91	清流クラブ	放課後児童クラブ室内	梅田町二丁目179	20-5017
92	新里東小放課 後児童クラブ	放課後児童クラブ室内	新里町新川2072	74-6787
93	新里中央小放課 後児童クラブ	放課後児童クラブ室内	新里町小林甲60	74-6786
94	新里北小放課 後児童クラブ	放課後児童クラブ室内	新里町大久保302	74-6785
95	黒保根学童クラブ	放課後児童クラブ室内	黒保根町水沼400	96-2201
96	東幼稚園	● 職員室前	東一丁目8-23	43-5843
97	西幼稚園	● 玄関	小曾根町6-1	22-2504
98	境野幼稚園	● 1 階職員室	境野町六丁目1616-1	45-0004
99	広沢幼稚園	● 職員室前	広沢町四丁目2099	54-7735
100	相生幼稚園	● 玄関の外側壁面	相生町二丁目408-9	53-3263
101	川内南幼稚園	● 職員室前	川内町三丁目405-1	65-8338
102	桜木幼稚園	● 職員室外側壁面	相生町一丁目乙394	53-3304
103	相生保育園	● 保育園内職員室	相生町二丁目482-1	54-6540
104	広沢南部保育園	● 保育園内職員室	広沢町六丁目606-4	54-5128
105	みつばり保育園	● 保育園内職員室	境野町三丁目1302-4	44-1026
106	黒保根保育園	● 保育園内職員室	黒保根町水沼199-1	96-2355
107	消防本部	● 1 階ホール(玄関)	元宿町13-38	47-1700
108	元宿浄水場	2 階事務所	元宿町14-37	44-3363
109	境野水処理センター	● 電気棟玄関	境野町三丁目1511-1	44-6184
110	境野水処理センター 三ツ堀会館	● 玄関	境野町三丁目1489-7	47-3664
111	水道山記念館	1 階展示室	堤町一丁目5-7	44-5257
112	一本木会館	1 階廊下	広沢町七丁目5022-4	—
113	清掃センター	管理棟事務所	新里町野461	74-1010
114	清掃センター	焼却棟	新里町野461	74-1010
115	清掃センター	粗大棟	新里町野461	74-1010
116	斎場	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分 待合棟入口付近 午後 5 時 15 分～ 午前 8 時 30 分 管理事務室	広沢町五丁目4746-5	54-1204
117	梅田ふるさとセンター	● 事務室	梅田町五丁目7568-1	32-1100
118	桐生広域林業会館	● 事務室	相生町三丁目560-5	55-0077
119	職業訓練センター	1 階事務室	相生町五丁目51-10	54-2101
120	勤労福祉会館	2 階事務室	錦町三丁目6-20	46-1561
121	道の駅 くらほなやまびこ	● 食堂	黒保根町下田沢91-4	96-2575
122	市役所本庁舎(貸出用)	● 医療保険課	織姫町1-1	46-1111

桐生市の自治会

問 地域づくり課【市役所2階】 ☎46-1111 内線383

自治会は、地域住民のつながりを深め、活力ある住みよいまちづくりのために大きな役割を果たしています。私たちは、こうした自治会活動を通じ、日頃からご近所づきあいを深め、助け合える関係を築いておくことが大切です。また、生活に密着したごみステーションの管理や地域福祉、防犯、防災など地域での共通課題の解決のためにも自治会活動は不可欠です。

◆ 自治会の役割は？

◆地域での人と人との支え合い

ご近所とお付き合いを通じ、いざというとき支え合えるよう交流を深めています。

◆行事などのイベント開催

夏祭りや運動会などを通じて、住民同士の交流を深めています。

◆安全・安心な地域づくり

防犯灯の維持管理、防犯パトロール、防災訓練などを行い、安心して暮らせる地域づくりをしています。

◆地域の環境美化

ごみステーションの維持管理、地域清掃などを行い、地域の環境美化に努めています。

◆子どもや高齢者の見守り

子どもや高齢者の見守り声かけなどを通じて、安心して子育てや生活ができる環境づくりをしています。

◆地域資源の保護・伝承

地域固有の伝統や習慣などを守り伝承し、魅力ある地域づくりをしています。

◆住民主体の地域づくり

現在の課題や地域のこれからについて、住民が自分たちで考え、さまざまな活動に取り組んでいます。

◆行政とのパイプ役

暮らしに役立つ情報提供や、地域の課題に対する行政の相談窓口の役割を担っています。

※桐生市区長連絡協議会と市の共同で「自治会活動の手引き」を作成しました。この手引きは市ホームページに掲載しています。詳しいことは地域づくり課にお問い合わせください。

◆ 自治会へ加入しましょう

■ 自治会への加入について

自治会活動は、地域の「絆(きずな)」を深め、日々の暮らしに安全と安心を与えてくれます。安心して暮らせる活気あふれるまちとするため、自治会へ加入しましょう。

自治会への加入につきましては、ご近所の方や隣組長などを通じて、各自治会長・町会長へお問い合わせください。

■ 桐生市自治会一覧【22地区・125自治会】令和2年8月現在

第1区	第2区	第3区自治会連合会	第4区自治会	第5区
本町一丁目町会	本町四丁目自治会	第3区中央自治会	新宿一丁目自治会	浜松町一丁目自治会
本町二丁目町会	本町五丁目自治会	錦町東自治会	新二・小梅自治会	浜松町二丁目自治会
本町三丁目自治会	本町六丁目町会	錦町西自治会	新三・琴平町会	
横山町町会		錦町南自治会	三吉町町会	
		織姫自治会		

第6区	巴町一丁目町会	境野町仲通り町会	第15区	相生町一丁目第三自治会
東町第一町会	巴町二丁目町会	境野町諏訪町会	相生町二丁目町会	第18区第四自治会
東町第二町会	元宿町東自治会	境野町下小友町会	相生町三丁目町会	相生町一丁目第五町会
旭町町会	元宿町西町会	境野町沼の上町会	相生町四丁目町会	第19区
常盤町町会	第9区自治会	境野町松宮町会	相生町五丁目第一町会	新里町赤城山町会
泉町町会	永楽町自治会	境野町三ツ堀町会	相生町五丁目第二町会	新里町板橋町会
高砂町町会	小曾根町町会	境野町浜の京東町会	第16区自治会	新里町関自治会
第7区	宮本町第一町会	境野町浜の京西町会	川内町一丁目町会	新里町高泉自治会
東五丁目町会	宮本町第二町会	第12区	川内町二丁目自治会	新里町大久保自治会
東六丁目町会	宮本町第三自治会	広沢町一丁目自治会	川内町三丁目町会	新里町奥沢自治会
東七丁目自治会	宮本町第四町会	広沢町二丁目自治会	川内町四丁目町会	新里町上鶴ヶ谷自治会
今泉町町会	第10区自治会	広沢町三丁目自治会	川内町五丁目第一町会	第20区
芳町東町会	東久方町一丁目町会	第13区	川内町五丁目第二町会	新里町下鶴ヶ谷町会
芳町西町会	東久方町二丁目自治会	広沢町四丁目町会	川内町五丁目第三町会	新里町山上町会
安楽土町町会	東久方町三丁目自治会	広沢町五丁目町会	川内町五丁目第四町会	新里町小林町会
諏訪町自治会	西久方町一丁目自治会	広沢町六丁目町会	第17区自治会	新里町武井町会
第8区町会長・自治会長会	西久方町二丁目町会	広沢町七丁目町会	菱町一丁目町会	新里町野町会
末広町一丁目町会	天神町一丁目町会	広沢町間ノ島第一町会	菱町二丁目町会	第21区自治会
末広町二丁目町会	天神町二丁目町会	広沢町間ノ島第二町会	菱町桐陽台町会	新里町新川町会
末広町三丁目自治会	天神町三丁目自治会	梅田町自治会連合会(第14区)	菱町三丁目町会	黒保根町会連絡協議会(第22区)
宮前町一丁目町会	平井町町会	梅田町一丁目自治会	菱町四丁目町会	黒保根町水沼町会
宮前町二丁目自治会	第11区地域連合会	梅田町二丁目町会	菱町五丁目町会	黒保根町上田沢町会
東堤自治会	境野町殿林町会	梅田町三丁目町会	第18区	黒保根町下田沢町会
堤町二丁目自治会	境野町通り町会	梅田町四丁目町会	相生町一丁目第一自治会	黒保根町宿廻町会
堤町三丁目自治会	境野町関根町会	梅田町五丁目自治会	相生町一丁目第二自治会	



ペット(犬、猫)

問 地域づくり課【市役所 2 階】 ☎46-1111

新里支所市民生活課☎74-2212／黒保根支所市民生活課☎96-2112

群馬県動物愛護センター東部出張所☎0276-55-0731／清掃センター☎74-1014

◆ 飼い犬の管理

担当課 地域づくり課、新里・黒保根支所市民生活課

犬の飼い主は市に犬の登録をし、毎年 1 回狂犬病予防注射を受けさせてください。

狂犬病は、人に感染するおそれがあり、発症すると死亡する恐ろしい病気です。病気のまん延を防止するために、犬の登録および狂犬病予防注射を行ってください。

■ 犬の登録と予防注射

項目	内容	料金
犬の登録	生後91日以上の飼い犬は、登録を行うことが狂犬病予防法で義務付けられています。 登録の手続きは、地域づくり課(市役所 2 階)または新里・黒保根支所市民生活課、集合注射会場、動物病院(市が事務委託契約を締結している動物病院に限る)で行うことができます。 登録をすると「犬の鑑札」が交付されます。	登録料金 3,000円
狂犬病予防注射	生後91日以上の飼い犬は、年 1 回の狂犬病予防注射を行うことが狂犬病予防法で義務付けられています。予防注射は、集合注射会場、動物病院(市が事務委託契約を締結していない動物病院で予防注射を受けた場合は、その後、地域づくり課で手続きを行う必要があります)で行うことができます。 注射をすると「注射済票」が交付されます。	注射料金 3,500円 ※動物病院で注射を受ける場合、別途料金がかかることがあります。
登録内容の変更	登録した犬が死亡したり、飼い主が変わったり、引っ越したときには、速やかに地域づくり課(市役所 2 階)または新里・黒保根支所市民生活課に届け出をしてください。	無料

※狂犬病予防注射会場、動物病院で登録を行う場合は、狂犬病予防注射と併せて行ってください。

※注射料金は令和 2 年 9 月末現在です。今後変更になる可能性があります。

※登録した犬が市外に転出した場合には、転出先の市区町村に届け出をしてください。

※狂犬病予防注射(集合注射)の日程については、広報きりゅうや市ホームページなどでお知らせします。



◆ 迷い犬の保護・収容

担当課 群馬県動物愛護センター東部出張所

市では、迷い犬の保護収容などはありません。群馬県動物愛護センター東部出張所にお問い合わせください。

◆ 収容動物の譲渡

担当課 群馬県動物愛護センター東部出張所

市では、収容動物の譲渡はありません。群馬県動物愛護センター東部出張所にお問い合わせください。

◆ 犬の苦情に関する情報

担当課 地域づくり課、新里・黒保根支所市民生活課

犬に関する苦情を受け付けています。

◆ 犬・猫の死骸処理

担当課 清掃センター

飼い主不明の犬や猫の死骸を路上などで見つけた場合は、回収しますのでご連絡ください。

飼っていた犬や猫などの小動物が死んだときは、清掃センターへ直接お持ち込みください。(有料、1体につき犬520円、猫200円)

飼っていた犬や猫などの戸別収集も行っていますので、ご連絡ください。(有料、犬1,650円、猫1,100円)

Topics 犬を飼うにあたっての市からのお願い

- 犬は、家族の一員です。「動くおもちゃ」ではありません。一時的な感情や気まぐれで飼わないでください。
- 犬の本能・習性などを正しく理解し、最後まで責任を持って飼ってください。
- 放し飼いはしないでください。犬の放し飼育(散歩中のノーリードを含む)は、「群馬県動物の愛護および管理に関する条例」で禁止されています。違反した場合は、5万円以下の罰金に処されることもあります。
- 犬のふんは必ず片付けてください。犬のふんの放置は「桐生市ポイ捨て等防止に関する条例」で禁止されています。違反した場合は、5万円以下の過料に処されることもあります。
- 犬の登録、毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせてください。年1回の狂犬病予防注射は「狂犬病予防法」で義務付けられています。違反した場合は、20万円以下の罰金に処されることもあります(室内犬も同様です)。
- 盗難や迷子を防ぐため、鑑札・注射済票は首輪などに必ず装着して、所有者を明らかにしてください。
- むやみに繁殖させないでください。
- 犬をけがや病気から守り、病気のときには十分な獣医療を施してください。



〈 広告 〉

愛するペットの葬送は



移動火葬車が自宅を訪問し、葬儀、火葬、納骨まで行い、煙やにおいもなく、住宅地でも安心です。いつでもご相談下さい。

あいりすペットセレモニー

桐生営業所: 新里町板橋831-2

☎ 0120-30-6091

HP: <http://www.airis-pet.jp/>

犬・猫・ペットの霊園

赤城山麓に広がる
緑と安らぎのふる里
赤城メモリアルパーク

☎ 0120-11-2083

<http://www.akagi-pet.com>

前橋市富士見町石井2453-94

火葬 → 納骨 → 供養
・個別・合同 → ・墓地・納骨室・慰霊塔 → ・春秋年2回の慰霊祭



上水道・下水道

問 桐生市水道局【市役所 2 階】

料金窓口 ☎ 46-1111 内線 325～327 ▶ 開始・中止届出、水道料金、下水道使用料、使用者変更

工務課給水係 ☎ 46-1111 内線 331 ▶ 水道加入金、所有者変更、給水装置工事、漏水修繕

下水道課【市役所 2 階】 ☎ 46-1111 内線 749 ▶ 下水道受益負担金・分担金、下水道の利用

新里支所地域振興整備課 ☎ 74-2218 内線 749 ▶ 農業集落排水事業に関する事

◆ 上水道

■ 水道に関する届出

担当課 水道局料金窓口

引っ越しなどで、水道を使い始めるときや使用を中止するとき、その他変更があった場合は、早めに届け出をしてください。

■ 水道料金

担当課 水道局料金窓口

水道料金は検針員が検針した水量に基づき計算されます。

一般用口径別基本料金（1 か月分）

メーターの口径	基本料金（消費税込）	従量料金（消費税込）
13mm	660円	○メーター口径13mm・20mm ・使用水量 10㎡まで 1㎡につき 66.00円 11㎡から20㎡まで 1㎡につき126.50円 21㎡以上 1㎡につき139.70円
20mm	1,650円	
25mm	2,420円	
30mm	3,520円	
40mm	6,600円	
50mm	9,790円	○メーター口径25mm以上 ・使用水量 30㎡まで 1㎡につき126.50円 31㎡以上 1㎡につき139.70円
75mm	24,310円	
100mm	40,260円	
150mm	88,440円	

※下水道を使用している場合は、下水道使用料もあわせて請求します。

水道料金の計算

（1）隔月検針ですので、使用水量を2分の1にして、従量料金を計算します。

（2）（1）＋基本料金＝水道料金（1円未満切捨て）

（3）（2）を2倍したものが2か月分の料金です。

〈 広告 〉

祝 市制100周年

桐生管工事協同組合

官公需適格組合

<https://www.kirikan.or.jp/>



桐生市広沢町3-4023-1

☎0277-54-2026

■ 水道加入金

担当課 水道局工務課

水道を新しく設置したり、口径変更した場合、加入金と手数料が必要になります。

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
加入金 (消費税込)	33,000円	82,500円	126,500円	187,000円	335,500円	517,000円	1,177,000円	2,090,000円	管理者が別に定める額
手数料	給水申込審査手数料 1件につき1,500円 工事検査手数料 1件につき1,500円								

■ 給水装置工事を申し込みたいとき

担当課 水道局工務課

- ・市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- ・市への申請手続きは、指定業者が代行します。

■ 漏水を見つけたとき

担当課 水道局工務課

- ・宅地内の漏水修繕：家庭の水道管などの修繕は、市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- ・道路上の漏水：道路で漏水を見つけたら、工務課まで連絡してください。

◆ 下水道

■ 下水道使用料

担当課 水道局料金窓口

次の表により、基本料金および排除汚水量に応じた使用料金の合計額に消費税率を掛けた合計金額です。(端数切り捨て)

- 下水道使用料に関して不明な点については、水道局料金窓口へお問い合わせください。

< 桐生地区・新里地区(農業集落排水を含む) >

用途	基本料金 (10㎡まで)	排除汚水量に応じた使用料金
一般用	1,000円	11㎡以上 1㎡につき150円

※表は1か月分、消費税別の料金です。

※検針を2か月ごとに行っているため、2か月分をまとめて納めていただきます。

■ 下水道受益者負担金・分担金

担当課 水道局下水道課

※農業集落排水事業区域は新里支所地域振興整備課

公共下水道が整備されると受益者負担金を納めていただきます。また、特定環境保全公共下水道事業区域および農業集落排水事業区域では公共枡を設置した際は、分担金を納めていただきます。

- 個別の受益者負担金および特定環境保全公共下水道事業区域などについては、下水道課にお問い合わせください。
- 農業集落排水事業区域については、新里支所地域振興整備課にお問い合わせください。

〈 広告 〉

地域の未来を支える。
Support the future of the region.

RBS 西毛ビジネスサポート
http://www.rbs.co.jp/

■ 下水道を利用したいとき

担当課 水道局下水道課

宅地内の排水設備工事は、市下水道排水設備指定工事店でなければ行えませんので、指定工事店に依頼してください。市への工事の手続きなどは指定工事店が行います。

●指定工事店に関して詳しいことは、下水道課にお問い合わせください。

ごみ・リサイクル

問 清掃センター ☎74-1014
環境課【市役所2階】 ☎46-1111
内線313

◆ ごみ出しのルールを守りましょう

- ・きちんと分別し、市が指定するごみ袋で出してください。
- ・収集日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ出してください。
- ・収集日前日には、ごみを出さないでください。
- ・ごみステーションの場所は、ご近所や町会・自治会に確認してください。
- ・ごみステーションに事業所のごみを出すことはできません。事業所のごみは、清掃センターへ直接搬入するか、ごみ収集業者へ回収を依頼してください。

ごみ収集カレンダー

- ・転入者の皆さんへ：ごみ収集カレンダーには、収集日、分別方法、ごみの出し方など、ごみ出しのルールが記載しておりますので、ご一読ください。
- ・ごみ収集カレンダーは、総合案内所（市役所1階）、新里・黒保根支所、各公民館、清掃センターで配布しています。

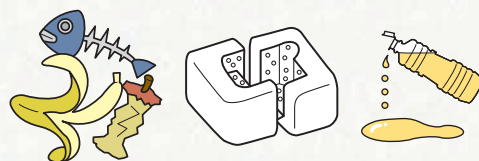


「ごみと再生資源の収集カレンダー」
※画像はイメージです。

◆ 燃えるごみ・燃えないごみ

■ 燃えるごみ【指定袋に入れてください】

生ごみ（水を良く切る）、ビニール袋、ビニールテープ、プラスチック、紙コップ、ゴム、皮革、発泡スチロール、紙おむつ（汚物を取り除く）、プラスチック容器、紙屑、ファクシミリ紙、写真、油紙、合成紙、アルミホイル、使い捨てカイロ、貝殻、落ち葉、ビデオテープ、CD、MD、食用油（新聞紙・古布などにしみこませる）、木の枝（長さ70センチメートル幅15センチメートル以内に切り、直径30センチメートル以内に束ねる）



（広告）

自然と未来に安心安全な環境づくりを目指して

産業廃棄物処理運搬業

産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県 許可番号 01000034683

栃木県 許可番号 09000034683

燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず
繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶器くず がれき類
廃油 水銀使用製品産業廃棄物 機密書類処理

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

群馬県 許可番号 01050034683

感染性産業廃棄物

古物商許可証 第421140053200号

自動車 自動二輪車 原付 自転車類 事務機類
機械工具類 道具類

外山産業有限会社

本 社 〒376-0001 群馬県桐生市菱町2丁目1713

TEL・FAX 0277-47-1005 携帯 090-3064-9666

営業所 〒373-0035 群馬県太田市藤久良町80-15

TEL 0276-32-3885

メールアドレス toyama5383dcs@outlook.com

一般廃棄物収集運搬業許可証

桐生市 許可番号 第13号 みどり市 許可番号 第35号

前橋市 許可番号 第86号 太田市 許可番号 第54号

渋川市 許可番号 第27号 伊勢崎市 許可番号 第80号

廃家電（冷蔵庫 洗濯機 エアコン テレビ）

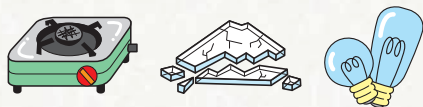
パソコンOA機器 ベット 金庫 ファンヒーター 蛍光管

瓦 コンクリートくず 陶磁器くず 石残土 家具類 硝子くず

ソファー 布団類 立木伐採処理 室内の不要品かたづけ処理

■ 燃えないごみ【指定袋に入れてください(袋に収まらないものは、粗大ごみになります)】

ガスコンロ、電気釜、トースター、換気扇、ポット(電気製品はコードを根元で切って束ねる)、針金製ハンガー、ガラス、陶磁器、コップ(割れたガラス製品は厚い紙で包み、赤で『きけん』と記入)、フライパン、鍋、やかん、かみそりの刃、包丁、はさみ(刃物は厚い紙で包み、赤で『きけん』と記入)、時計、傘、電球、缶(18リットルまでの缶で中を洗う)、金属性物干竿(袋に入る大きさに切る)



■ 注意

- ・石油ファンヒーター、ストーブなど燃料を使うものは、袋に入る大きさでも粗大ごみとなりますので、燃えないごみとしては出せません。
- ・電池、バッテリーは取り外してください。



◆ 再生資源

■ ペットボトル類【指定袋に入れてください】

ふたとラベルを取って水洗いし、水を切ってつぶしてください。ふたは別の袋にまとめて入れてください。

■ 白トレイ【指定袋に入れてください】

洗って、乾かして袋に入れてください。

■ 紙類【ひもでしばってください】

紙パック(洗って、切り開き乾かしてある程度の枚数を束ねてください)・新聞紙・段ボール・雑誌・雑がみなど種類ごとに分けて出してください。



■ びん類【指定袋に入れてください(生きびんは袋に入れないでください)】

びんは、ふたをとって水洗いしてください。(割れたびん類は、厚い紙で包んで袋に入れ、赤で『きけん』と書いてください。)



■ 生きびん【指定袋に入れず、そのまま出してください】

一升びんやビールびんなどは、そのまま再利用します。ふたをとって水洗いしてください。

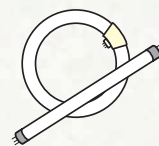
■ 缶【指定袋に入れてください】

中身を空にして洗ってください。



■ 蛍光管

蛍光管が入っていたボール紙のケースに入れ、長いものは束ねて、丸いものは袋に入れてください。



■ スプレー類【指定袋に入れてください】

収集車の火災・爆発事故の原因となりますので、必ず中身を使い切ってください。

〈 広告 〉



快適な社会環境を 次世代へ

鉄スクラップ
計量証明

非鉄金属
産業廃棄物処分

機械解体




株式会社 中太商店

桐生市広沢町6-938-1
TEL 0277-53-6611(代)
FAX 0277-53-6614



暮らしのことなら
なんでもおまかせ!

(株)吉ねこ佑友

不用品回収!

本、DVDなど小さなものから、自宅での処分に困る大型家電まで大歓迎!
持ち込みいただければお引き取りいたします!



引っ越し、解体時の出張引き取りも承ります!

お見積り無料です!

☎ 0800-080-1141

住所
桐生市広沢町3丁目3980



桐生市立神明小学校
GS
ローソン すぎ家
株式会社 市モンステムズ 図の上
東立桐生 桐生校
吉ねこ 佑友

■ 乾電池(筒型乾電池)

春と秋の市民一斉清掃の日にごみステーションへ出すか、総合案内所(市役所1階)、新里・黒保根支所、各公民館に設置してある回収箱に出してください。



■ 廃食用油(ペットボトル・プラボトルに入れ、ふたをしてください)

毎月第1水曜日(祝日の場合は第2水曜日)の午前中に市役所、新里・黒保根支所、各公民館で回収します。

◆ 危険物

■ ライター

収集車の火災・爆発事故の原因となりますので、中身を使い切ってから春と秋の市民一斉清掃の日にごみステーションへ出すか、総合案内所(市役所1階)、新里・黒保根支所、各公民館に設置してある回収箱に出してください。



◆ 粗大ごみ

指定袋に入らないものは、全て粗大ごみになります。お住まいの地域によって出し方が変わりますので、清掃センター(☎74-1014)まで、お問い合わせください。

◆ 収集しないもの

■ 大量ごみ

大掃除、引っ越しなどで出た大量ごみ

■ 事業系ごみ

会社、事務所、商店、飲食店などで出たごみ

■ 産業廃棄物

燃えがら、汚泥、廃プラスチック、廃油、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶器くず、建設廃材、ハウス用ビニール、農薬劇薬の容器など

■ 大型ごみ

バイク、自動車、工作機械など

■ その他

土砂、コンクリート破片、自動車ホイール、タイヤ、バッテリー、消火器、パソコン、ディスプレイ、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、医療器具など

〈 広告 〉

RSK 株式会社 両毛資源開発

建設業許可 群馬県知事(般-25)第23200号



業務内容

- ・産業廃棄物処理業
 - ・建物等解体工事業
 - ・廃材等不要品撤去工事業
 - ・産業廃棄物収集運搬業
 - ・各種廃棄物リサイクル事業
 - ・一般廃棄物収集運搬事業
 - ・損害保険代理業務
- (東京・埼玉・茨城・栃木・群馬・宮城・長野・千葉)

桐生市相生町3-547-1

☎0277-55-6077

両毛資源開発

検索



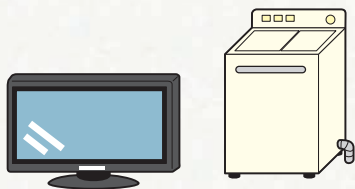
◆ 家電のリサイクル

■ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の出し方

家電リサイクル法により、市では取り扱いできません。

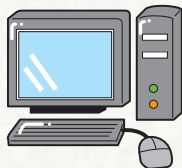
処理方法

- ・販売店を通して指定取引場所から製造業者などへ引き渡します(リサイクル料金+運搬手数料が必要です)。
- ・リサイクル券を購入(郵便局にてリサイクル料金を払う)、指定取引場所へ自ら運搬して引き渡します。



パソコンの出し方

資源有効利用促進法により、市では取り扱いできません。製造業者に回収・リサイクルの義務がありますので連絡をして回収してもらってください。別途回収・リサイクル料金が必要となる場合があります。詳しいことは、各メーカーへお問い合わせください。



◆ リサイクルのため資源物の拠点回収をご利用ください

新聞紙・アルミ缶は、ごみ減量、リサイクルのため拠点回収をご利用ください。

回収できる資源

新聞紙・アルミ缶

回収場所

各公民館(新里・黒保根公民館を除く)

[利用期日・時間]

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※施設によって利用できる期日・時間が異なる場合があります。

祝日および年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)の利用はできません。

ご利用についてお願い

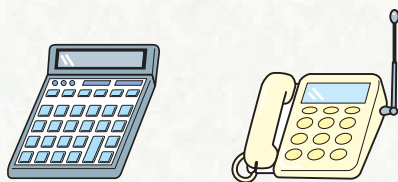
- ・新聞紙は、ひもでしばって出してください。
- ・新聞紙・アルミ缶以外のものは出さないでください。
- ・利用できる時間帯以外は鍵が掛かっています。外に置いて帰るようなことがないようにしてください。
- ・利用の際には整理整頓し、皆さんで気持ちよく使えるようにご協力ください。

◆ 小型家電の回収ボックスをご利用ください

デジタルカメラやゲーム機などの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの貴重な資源が含まれています。使わなくなった小型家電は、市役所、各公民館に設置された専用回収ボックスに入れて、資源の再利用にご協力ください。なお、従来どおり指定袋に入れて燃えないごみとして出すこともできます。

回収品目

携帯電話・PHS・スマートフォン、電卓、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、小型ゲーム機、電話機・ファクシミリ、リモコン、携帯音楽プレーヤー(ヘッドホン・イヤホンを含む)、ポータブルカーナビ、ACアダプター



回収ボックス設置場所

市役所、新里・黒保根支所、各公民館(新里・黒保根公民館を除く)

注意点

- ・投入口(縦15センチメートル×横30センチメートル)に入らないものは入れないでください。
- ・個人情報が含まれるものは、データを削除してから回収ボックスに入れてください。
- ・電池やバッテリー類は取り外し、回収ボックスには入れないでください。

◆ 宅配便を利用したパソコン・使用済小型家電の回収

市では、国の小型家電リサイクル認定事業者指定された業者と協定を結びパソコンなどのリサイクルを推進しています。

申込方法

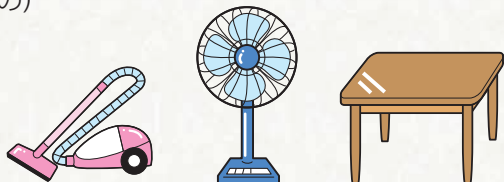
インターネットまたはファクシミリで業者に申し込むことで、宅配業者が希望する日時に自宅に回収に伺います。パソコンを含む回収の場合は、1箱分(大きさ3辺140センチメートル・重さ20キログラム以内)の回収料金が無料になります。詳細・申し込みについては、リネットジャパンリサイクル(株)ホームページ(<https://www.renet.jp/>)をご覧ください。

◆ 粗大ごみ戸別収集

粗大ごみは電話で予約収集を申し込んでいただくとご自宅まで、引き取りにお伺いします(家庭のものに限ります)。

1点420円のもの

- ・家電製品類(掃除機、扇風機、ラジオ、電気ストーブ、その他これに類するもの)
- ・家具類(机、椅子、和ダンス、布団、その他これに類するもの)
- ・自転車類(自転車、三輪車、乳母車、その他これに類するもの)



1点630円のもの

- ・家電製品類(コンポ、カラオケ機器、電子レンジ、スピーカー、その他これに類するもの)
- ・家具類(オルガン、流し台、ミシン、ベッド、浴槽その他、これに類するもの)

■ ペット(飼い犬、飼い猫)の死体戸別収集

犬・猫の死体

- ・犬 1体 1,650円
- ・猫 1体 1,100円

■ 粗大ごみ、ペット戸別収集の問い合わせ先

- ・申し込み: 清掃センター ☎74-1014
- ・受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日および年末年始を除く)

◆ その他のごみ

ごみの出し方はそれぞれ異なります。詳しいことは清掃センター清掃係(☎74-1014)まで、お問い合わせいただくか、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

◆ 清掃センターへ直接ごみを持ち込むとき

清掃センター(新里町野461 ☎74-1010)に、ごみを持ち込むこともできます。持ち込みできるごみについては、清掃センターにお問い合わせください。

[受付期日・時間]

原則月曜日から金曜日(祝日を除く)までおよび12月を除く毎月最終日曜日と年末の午前8時30分から午後4時45分まで。詳しいことは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

◆ 再生資源の集団回収を行う団体に対する奨励金

担当課 環境課

集団回収とは、同じ地域に住む人たちが、時間と場所を決め、家庭から出る再生資源を集めて回収業者に引き渡すことです。市では、集団回収活動を実施している団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付しています。

■ 回収品目

- ・紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ)
- ・繊維類(衣類・タオル・カーテンなど)
- ・金属類(スチール缶・金物)
- ・アルミ類(アルミ缶・鍋・やかん)
- ・空きびん類(酒びん・ビールびん・ジュースびん・びんケース)



■ 奨励金単価

回収量に応じて、1キログラムあたり6円(令和2年度現在)

■ 登録方法

集団回収実施団体指定申請書などの必要書類を環境課(市役所2階)、新里支所市民生活課または黒保根支所市民生活課に提出してください。

■ 必要書類

- ・集団回収実施団体指定申請書(環境課、新里支所市民生活課および黒保根支所市民生活課で配布しています。また市ホームページからダウンロードできます。)
- ・振込先となる通帳のコピー(代表者と奨励金振込口座の名義人が異なる場合には、委任状が必要です。)
- ・団体の会則、名簿、資料など(ない場合は不要)

※団体登録は年度ごとに申請が必要です。一度登録した団体の代表者様には、年度はじめに「集団回収実施団体指定更新申請書」を郵送させていただきますので、必ず申請を済ませてから、集団回収を実施してください。

■ 団体の登録要件

自治会・子ども会・PTAなど、構成員が10人以上の団体で、年間2回以上、集団回収を実施できることです。

■ 申請方法

1. 資源回収を行い、リサイクル業者へ引き渡します。
2. 業者が発行した仕入伝票・清算書の原本を、「集団回収実績報告書および奨励金交付申請書」に貼り付け、必要事項を記入し、環境課、新里支所市民生活課または黒保根支所市民生活課に提出します。

集団回収奨励金について、詳しいことは環境課へお問い合わせください。

※全てのイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

家庭ゴミのお片付けお任せ下さい!



見積り無料

★引越しゴミ ★粗大ゴミ
★家具など重いもの

TEL.0277-44-7555

株式会社 ナカシゲ



[事業所] 〒376-0002 群馬県桐生市境野町7丁目2番地 <https://nakashige-s.com>

KEEP CLEAN EARTH

事業内容

- ◎貯水槽の保守・管理・清掃
- ◎給水管・給湯管の洗浄
- ◎排水管の洗浄
- ◎浄化槽の施行・保守管理・清掃
- ◎ゴミの収集・運搬



エコアクション21認証取得
群馬県環境GS事業者認定
事業継続計画書(BCP)策定



株式会社 林 環 境

桐生市東7丁目5番30号 ☎ (0277) 44-6320

URL <http://www.hayashi-kankyo.co.jp> e-mail hayashi.kankyo@ceres.ocn.ne.jp



- ◎浄化槽維持管理 清掃 他
- ◎粗大ゴミや不用品など
家庭の片付け
一般・産業廃棄物の収集運搬

まずは、
お気軽にお問い合わせ下さい。

有限会社 前 原

新里町板橋831-2

☎ 0277-74-0031

FAX 0277-74-4003

スズメバチの巣の駆除

問 環境課【市役所 2 階】 ☎46-1111 内線320
新里支所市民生活課☎74-2212／黒保根支所市民生活課☎96-2112

市内に所有している一般住宅（併用住宅を含む）敷地内に営巣しているスズメバチの活動巣を駆除する人に、駆除費用の一部を補助します。

補助対象となる駆除は、市の指定業者が駆除した場合のみです。ご自宅でスズメバチの活動巣を見つけたら、まずは、環境課へ連絡してください。

※スズメバチ以外のハチの巣は補助の対象になりません。

※アパートや事業所などにできたハチの巣は補助の対象になりません。

※スズメバチが飛来している場合などでも、巣がないときは補助の対象になりません。

※壁の中や屋根裏、高所などの特殊な場所に巣がある場合で、別途費用が発生する場合は自己負担となります。

※上記に合致する場合であっても、巣の状況などによってはお受けできない場合があります。

※8月から10月にかけては駆除依頼が多いため、指定業者が駆除に行くまでに時間がかかってしまう場合があります。

空き家対策

問 定住促進室【市役所 5 階】 ☎46-1111 内線367・736

◆ 空き家・空き地バンク

移住・定住者の住まい探しのお手伝いとして、空き家や空き地を探している人へ、物件情報を市ホームページなどで発信する「空き家・空き地バンク」を実施しています。ぜひ、ご活用ください。

■ 物件を所有している人

空いている家や土地の情報を市へ申請→市で必要事項を調査→登録→ホームページや移住相談会などで情報を発信

※契約等については担当不動産業者が行います。

■ 物件を探している人

ホームページなどで気に入った物件を探す→物件の見学→気に入れば成約

詳しいことは、市ホームページ「いいね、桐生は」移住・定住情報をご覧ください。か、定住促進室へお問い合わせください。

◆ 問題のある空き家についてのご相談

所有者が分からず、防災・衛生・景観などの地域の人の生活環境に影響を及ぼす問題のある空き家についてのお困りごとは、定住促進室へご相談ください。

〈 広告 〉

早期発見で被害を最小限に！
無防備な家屋は、たちまち被害をうけます。
おかしいと思ったら、早めにご相談ください。

創業昭和 42 年 “快適な環境づくり” をめざす。
(社) ペストコントロール協会 会員

邦和理工株式会社
前橋営業所

見積・相談 無料

- シロアリ
- コウモリ
- 鳥害対策
- ハチ
- 衛生害虫
- ネズミ

● まずはお電話を
TEL.027-226-5383
FAX.027-226-5456

〒371-0802 前橋市天川町1672-3
● 詳しくはホームページをご覧ください。 [ほうわりこう](#) [検索](#)

火葬

問 斎場 ☎54-1204

利用内容	火葬場および待合室、式場などの使用
利用方法	火葬や待合室、式場などの使用方法は、斎場まで直接お問い合わせください。
受付時間	電話受付は、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。



バス・デマンドタクシー

おりひめバス・予約制おりひめ

問 広域連携推進室【市役所2階】 ☎46-1111 内線387

令和3年4月1日改正予定

■ おりひめバス各路線

路線名	主な運行区域
【1】中央幹線	新桐生駅～桐生駅、旧桐女
【2】梅田線	桐生駅～梅田地域
【3】川内線	桐生駅、相老駅～川内地域
【4】広沢線	新桐生駅～広沢地域
【5】境野線	桐生駅～新宿、境野地域
【6】菱線	桐生駅～桐陽台団地、城の岡団地、中通りなど
【7】相生線	桐生駅～相生地域

■ 予約制おりひめ各路線

路線名	主な運行区域
【8】岡の上線	50号以南、新桐生駅西側など
【9】吾妻山線	宮本町、堤町など
【10】小友川線	菱町1丁目、境野地域の一部
【11】相生線	相生線循環線を右回り

■ 路線図・時刻表の配布

市役所や公民館、バス車内のほか、各乗車券販売所などで配布しています。

◆ 運賃(全路線共通)

大人(中学生以上):200円

子ども(市内小学生以下):無料(市外の子どもは100円)

・市内在住で身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人は、バスから降りるときに、運転手に手帳(原本)を提示することにより、無料(市外の大人100円・子ども50円)となります。介護人を必要と認める場合には1人まで無料になります。

◆ お得な乗車券

■ 1日フリー乗車券(当日限り、全路線乗り降り自由)

大人:500円(市外の子ども:250円)

■ 回数券

1冊(100円券11枚):1,000円

※バス車内でも購入できます。

■ 定期券

通勤定期券

1か月:6,000円、2か月:11,700円、3か月:17,100円

通学定期券

1か月:5,000円、2か月:9,750円、3か月:14,250円

敬老パスポート券(対象:市内に居住する70歳以上)

1か月:500円、3か月:1,460円、6か月:2,850円

※通学定期券を購入の際は学生証を、敬老パスポート券は年齢・住所が確認できる健康保険証などを提示してください。
なお、定期券はバス車内では購入できません。



◆ 乗車券販売所

バス車内(定期券は除く)、市役所地階売店、桐生厚生総合病院1階売店、新桐生駅売店、市民活動推進センターゆい(JR桐生駅構内)、MEGAドン・キホーテ桐生店、群馬大学生協桐生キャンパス、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、桐生朝日自動車本社

■ 問い合わせ

桐生朝日自動車(株):☎54-2420

(株)沼田屋タクシー:☎44-5242

(予約制おりひめ小友川線に関すること)

広域連携推進室:☎46-1111(内線387)

■ ご利用方法

バスに乗るとき

・バスが来たら、手を上げて乗ることを運転手にお知らせください。

・後側の扉からお乗りいただき、乗車口にある整理券をお取りください。

バスから降りるとき

・降りたいバス停に近づきましたら「降車ボタン」を押してください。

・現金または回数券をご利用になるお客様は、整理券と合わせて運賃箱に入れてください。

・定期券または1日フリー乗車券をご利用になる人は、整理券を運賃箱に入れてから、運転手に提示してください。

・前側の扉から降りてください。

フリー降車区間について

・梅田線の「桐生女子高前」から「梅田ふるさとセンター」までの間と、川内線の「鷹ノ巣入口」から「名久木」・「吹上」までの間は、フリー降車区間になります。この区間はバス停がない場所でも、運転手に伝えていただければ、ご希望の場所（安全性が確保できる場所）で降りることができます。

※直前に伝えるのではなく、少しゆとりをもって伝えてください。

■お願い

- ・バスを乗り降りする際には、段差などもありますので、まわりに十分注意してください。
- ・バスが走行中に席を立つと危険ですので、バスが完全に停車してから席をお立ちください。
- ・座席に座れない場合は、つり革や手すりにしっかりとつかまるようにしてください。
- ・バスは交通事情などにより遅れる場合がありますので、時間に余裕をもってご利用ください。

■乗車マナーの向上にご協力ください

- ・雨天時などの混雑時は入口付近で立ち止まらずに、車内中ほどまで詰めてお乗りください。
- ・車内での飲食、携帯電話での通話はご遠慮ください。
- ・バス停留所は、近隣の皆さんのご協力を得て設置しています。ごみのポイ捨てなどの迷惑行為はやめましょう。

※路線や時刻については、変更になる場合があります。

※おりひめバス路線を補完する予約制乗合タクシー「予約制おりひめ」の利用は予約が必要です。詳しい内容は、桐生朝日自動車㈱、(株)沼田屋タクシー（予約制おりひめ小友川線に関する事）、または広域連携推進室へお問い合わせください。

デマンドタクシー

問 新里支所市民生活課 ☎74-2212
黒保根支所地域振興整備課 ☎96-2113

◆新里町デマンドタクシー“えがお号”

担当課 新里支所市民生活課

■“えがお号”とは…

事前に電話予約することにより、下記運行エリア内であれば、いつでも、どこへでも、どなたでも利用できる新しい公共交通システムのことです。

※相乗りを基本とするタクシーですので、到着時間に余裕をもってご予約ください。

運行エリア

新里町内全域のほか、みどり市の「さくらもーる」、「恵愛堂病院」、「赤城駅」、「大間々駅」へも利用が可能です（みどり市の4地点相互の運行はできません）。

運行時間

午前8時30分から午後6時まで

運賃

中学生以上：300円

小学生・障害者・障害者に同伴する人（1人）：150円

未就学児：無料

※「赤城駅」を利用する場合は、特別料金（倍額）がかかります。

※お得な回数券も車内で販売しています。

運行車両

セダン型タクシー車両2台

乗車定員

5人（4人＋運転手1人）

■予約センター

☎0120-44-2310

予約受付時間

午前7時から午後7時まで

※利用希望日の前日から、当日の利用したい時間の30分前まで予約可能

問い合わせ

(株)沼田屋タクシー ☎44-5242

新里支所市民生活課 ☎74-2212

〈 広告 〉



ASAHI

桐生朝日自動車㈱



タクシーと桐生市内を走る路線バス「おりひめバス」の運行を行っています。

桐生市相生町2丁目712

TEL:0277-54-2420

FAX:0277-55-1175

Your Best Partner

NUMATAYA

株式会社 沼田屋タクシー



より安全に、より快適に、そして優しく…

桐生市新宿3-4-45

☎0277-44-5242

<http://www.numataya.co.jp>

◆ 黒保根町デマンドタクシー“ふれあいタクシー”

担当課 黒保根支所地域振興整備課



■ “ふれあいタクシー”とは…

事前に電話予約することにより、黒保根町内であれば、いつでも、どこへでも、どなたでも利用できる新しい公共交通システムのことです。

※相乗りを基本とするタクシーですので、到着時間に余裕をもってご予約ください。

運行エリア

黒保根町内全域

運行形態および運行時間

(1) 朝夕の定時定路線運行(黒保根町路線バスの運行していた経路上での運行で、予約があった場合のみ運行)

① 朝の運行

わたらせ渓谷鐵道の“午前7時20分水沼駅発⇒桐生駅方面行”に間に合うように町内を運行

② 夕方の運行

わたらせ渓谷鐵道の“水沼駅午後5時21分着”、“午後6時36分着”に合わせて町内を運行

(2) 日中のデマンド運行(黒保根町内であれば、どこでも誰でも利用できるデマンド運行)

午前8時30分から午後5時20分まで

運賃

中学生以上:300円

小学生・障害者・障害者に同伴する人(1人):150円

未就学児:無料

※お得な回数券も車内で販売しています。

運行車両

ワゴン車両1台

乗車定員

10人(8人+車いす1人+運転手1人)

■ 予約センター

☎0120-55-3744

予約受付時間

午前7時から午後7時まで

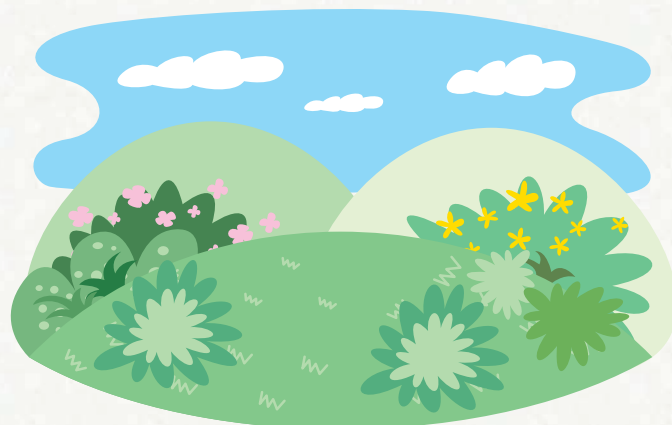
(利用希望日の3日前から、当日の利用したい時間の30分前まで)

(朝の定時定路線運行の場合:前日までに要予約)

問い合わせ

(株)沼田屋タクシー : ☎44-5242

黒保根支所地域振興整備課: ☎96-2113





防犯

特殊詐欺

問 地域づくり課【市役所2階】
☎46-1111 内線465・466

◆ 特殊詐欺被害にあわないために

特殊詐欺の被害者の多くは、「自分は大丈夫と思っていた」と話しています。電話の相手や来客から、次のキーワードが出てきたら詐欺を疑い、落ち着いて、家族や警察に相談してください。

桐生警察署 ☎43-0110

振り込め詐欺被害防止ホットライン ☎027-224-5454 (24時間対応)

■ 子どもや孫を装う「オレオレ詐欺」

キーワード

「風邪をひいて声がおかしい」「携帯電話の番号が変わった」

その後、お金を要求する電話がかかってきて、振り込ませたり、代理人が受け取りに来たりして、だまし取ります。

対処法

必ず元の電話番号に電話して、確認する。自宅の電話の留守番電話機能や防犯機能を利用する。

■ 警察や銀行を装う「オレオレ詐欺」

キーワード

「あなたの口座が犯罪に使われたので、キャッシュカードを変える必要がある」「キャッシュカードを封筒に入れて渡して」

その後、警察官や銀行職員を装った犯人が受け取りに来て、だまし取ります。

対処法

警察、銀行と言われても、簡単に信用しない。キャッシュカードと暗証番号を、他人に渡さない。

※警察官や銀行職員が預金通帳やキャッシュカード、現金を預かることはありません。

■ メールや郵便を使った「架空請求詐欺」

キーワード

「有料サイトの料金が未納」「本日中に払えば間に合う」「訴訟、裁判、強制執行になる」

このようなメールや郵便が来た後、解決金として振り込ませたり、受け取りに来たりして、だまし取ります。

対処法

不審なメールには返信しない。身に覚えのない話や不審な郵便物は無視する。

犯人の手口は年々巧妙化しています。受け取り方法も、振り込み、手渡しのほか、「電子マネーを買ってID番号を教えて」というものもありますので、十分ご注意ください。

〈 広告 〉

すべては安全と安心のために

防犯カメラシステムの事ならお任せください
住宅から大規模施設まで

防犯&監視カメラシステム開発・販売設置

■遠隔監視システム	■街頭防犯カメラ	■サーマルカメラ
■介護施設向け機器	■火災報知	■非常用電源
■電気錠・入退室管理	■デジタルサイネージ	■ソーラー式LED照明

iBRAIN 株式会社 アイブレイン

桐生市相生町1丁目164-5 ☎ 0277-53-3110



◆ 特殊詐欺対策電話機等購入補助制度(令和2年10月現在)

特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、防犯機能付きの電話機や録音機の購入費用の一部を補助します。

■ 対象者

次の3点に当てはまる人

1. 桐生市内に住民登録があり、居住している
2. 世帯全員が65歳以上
3. 市税などを滞納していない

■ 対象となる電話機・録音機

次の2点に当てはまる、桐生市内のお店で購入した新品のもの。

1. 電話の着信時に「通話が録音されます」などのメッセージが流れるもの
2. 通話内容が録音でき、市内の住居に設置するもの

■ 補助額

購入費用の2分の1(上限は5,000円※100円未満切り捨て)

電話機・録音機の設置費用、付属品の購入費用は除きます。

■ 補助申請から補助金振り込みまで

1. 電話機・録音機の購入前に、地域づくり課生活安全係に電話し、予約をする。
2. 桐生市内のお店で対象となる電話機などを購入し、次の2点をもらう。
 - ・領収書(商品名、購入金額、購入日、販売店名が書かれているもの)
 - ・購入した電話機などの機能がわかるパンフレットまたは説明書
3. 補助金交付申請書・請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に地域づくり課生活安全係に提出する。新里支所または黒保根支所の市民生活課庶務・税務係でも提出できます。
 - ・領収書(原本)
 - ・購入した電話機などの機能がわかるパンフレットまたは説明書(コピー可)
 - ・申請者名義の通帳
 - ・申請者の印
 - ・別世帯の人が申請書・請求書を提出する場合は、委任状



犯罪被害にあわないために

問 地域づくり課【市役所2階】

☎46-1111 内線465・466・317

◆ 空き巣被害にあわないために

泥棒の多くは、犯行前に下見し、「入りやすく逃げやすいか」「何時ごろ留守か」をチェックしています。防犯対策を見せて、侵入前に犯行をあきらめさせることが重要です。

■ 玄関周りに、センサーライト、警報ベルを取り付ける

泥棒は、明るく照らされたり、大きな音を出されたりすることを嫌います。

■ 玄関や窓に補助錠を取り付け、1ドア2ロックにする

侵入に5分以上の時間がかかると、70%の泥棒があきらめるという調査結果が出ています。チェーンロックも有効です。

■ ごみ出しや近所の買い物など、短い時間でも施錠する

泥棒は、わずかな時間で侵入し金品を奪っていきます。短い時間でも油断せず、必ず施錠しましょう。

◆ ひったくり被害にあわないために

バイクや自転車で後ろから近づき、追い抜きざまに歩行者のバッグや自転車の前かごの荷物をひったくる手口が増えています。

■ 歩いているときは

なるべく、歩道と車道の区別があり、人通りが多く明るい道を通りましょう。バッグは車道と反対側に持ち、携帯電話で話しながら歩くことはやめましょう。

■ 自転車に乗るときは

前かごに防犯ネットを取り付けましょう。

このほか、「高価な物、現金は目立つ方法で持ち歩かない」「防犯ブザーを携帯する」なども大切です。

◆ 女性が犯罪被害にあわないために

痴漢やストーカー、性犯罪など、女性が被害に遭う犯罪が増加しています。「私は大丈夫」といった油断は、犯罪者に隙を見せることになり、標的にされる恐れがありますので十分注意しましょう。

■ 徒歩や自転車で帰宅する際は

人通りの多い道、人家や街灯がある道など安全な道を選び、時々後ろを振り返るなど、隙を見せないようにしましょう。

■ 車の乗降時は

車は明るいところに駐車し、車を離れる時は短時間でも必ずロックしましょう。また、乗車時にも周りに不審な人がいないか確認し、乗ったらすぐにロックしましょう。

■ 自宅に入るときや就寝時は

周囲を確認してから鍵を開け、家に入ったらすぐに鍵をかけましょう。また、高層階でも就寝時は窓の鍵を必ずかけましょう。

■ インターネット上では

ゲームサイトやSNSなどのコミュニティサイトなどを通して知り合った人に、個人情報や教えたり、写真を送ったりしないようにしましょう。

◆ もしも被害にあったら

- 安全な場所で110番する
- 防犯ブザーを鳴らす
- 大声を出す（「火事だ!」「泥棒!」「助けて!」など）
- 自分の身を守るため荷物を捨てて逃げる

■ 相談窓口

群馬県警察

安全相談室 ☎027-224-8080（短縮ダイヤル#9110）
24時間受付

女性相談者専用電話 ☎027-224-4356（短縮ダイヤル#8103）

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

群馬県女性相談センター

☎027-261-4466

月～金曜日 午前9時～午後7時30分

土曜日 午前10時～午後5時

日曜日 午後1時～5時

群馬県性暴力被害者サポートセンターSaveぐんま

☎027-329-6125

月～金曜日 午前9時～午後4時